

9. 会議の概要

事務局	第24回斜里町農業委員会総会を開催いたします。 出席委員は16名中15名で定数に達していますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により総会は成立しております。 議長よろしく申し上げます。
議長	それでは第24回斜里町農業委員会総会を始めたいと思います。 日程1、議事録署名委員に、6番泉委員、7番舟窪委員を委嘱します。 日程2、議案第110号、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定に基づく農用地利用集積等促進計画(案)の決定について説明願います。
事務局	議案第110号農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定に基づく農用地利用集積等促進計画(案)の決定について 農地中間管理機構に対して要請し、下記の農用地利用集積計画等促進計画(案)の決定について議決を求める。 また、農地中間管理機構が計画(案)とおり認可申請した場合に、即日公告する旨の議決を求める。 (1)公社買入 番号1、関係の土地については字峰浜1筆、地目は畑、面積は49,371㎡、申請の理由は譲渡人が離農しているため譲渡する、譲受人が農地中間管理機構特例事業に基づくため、価格は9,380千円、10aあたり190千円となっております。 (2)公社売渡 番号1、関係の土地については字富士2筆、地目は畑、合計面積は15,683㎡、申請の理由は譲渡人が一時保有期間終了、譲受人が一時保有期間終了に伴う取得のため、価格は1,667千円、10aあたり106千円、経営面積等は記載の通りとなっております。 番号2、関係の土地については字以久科南1筆、地目は畑、面積は46,142㎡、申請の理由は譲渡人が一時保有期間終了、譲受人が一時保有期間終了に伴う取得のため、価格は13,900千円、10aあたり301千円、経営面積等は記載の通りとなっております。 番号3、関係の土地については字朱円東10筆、地目は畑、合計面積は49,206.49㎡、申請の理由は譲渡人が一時保有期間終了、譲受人が一時保有期間終了に伴う取得のため、価格は9,841千円、10aあたり200千円、経営面積等は記載の通りとなっております。 位置図(1)ー1～(2)ー1は次頁、(2)ー2～3は3頁に記載の通りとなっております。 別紙の農用地利用集積等促進計画作成に係る要件確認チェックリストの確認も願います。
議長	(1)公社売渡、番号1、(2)公社売渡、番号1～3について決定してよろしいですか。
全員	異議なし。

議長	農用地利用集積等促進計画作成に係る要件確認チェックリストの確認の結果、異議なしと認め決定します。
	日程3、議案第111号、農地中間管理機構への買入協議の要請について説明願います。
事務局	議案第111号農地中間管理機構への買入協議の要請について 農業経営基盤強化促進法第22条第1項の規定による買入協議の要請について審議を求める。 区分1、関係の土地について、字峰浜8筆、公簿・現況地目は記載の通り、合計面積は77,313 m²、幹旋申出日は令和7年1月8日、幹旋委員は菱川委員長、泉副委員、尾崎委員、小池委員で行っております。 区分2、関係の土地について、字以久科南3筆、公簿・現況地目は記載の通り、合計面積は48,590 m²、幹旋申出日は令和7年2月20日、幹旋委員は波多野委員長、星委員、市村委員、小口委員、石川委員、崎田委員で行っております。 区分3、関係の土地について、字美咲4筆、公簿・現況地目は記載の通り、合計面積は47,414 m²、幹旋申出日は令和7年2月28日、幹旋委員は田中委員長、舟窪副委員、羽田野委員、武正委員、中島委員、島田委員で行っております。 位置図1～3については次頁に記載の通りとなっています。以上です。
議長	区分1～3について決定してよろしいですか。
全員	異議なし。
議長	異議なしということで決定します。
	ここで休憩とし、日程4、その他、協議・報告事項をお願いします。 (一時休憩) 本会議に戻し、全体を通して何か質問等ありませんか。
全員	ありません。
議長	以上をもちまして第24回斜里町農業委員会総会を終わります。

前記会議の顛末を記録し、その相違なき事を記すために茲に署名する。

令和7年6月25日

斜里町農業委員会 会長 島田 秀一

議事録署名委員 泉 幸博

議事録署名委員 舟窪 英幸